

お知らせ

取消処分者講習受講対象者の一部変更（追加）について

道路交通法の改正により、平成26年6月1日から取消処分者講習の受講対象者が一部変更（追加）になりました。

新たに加わった受講対象者は、

違反行為等により免許取消の基準に達し処分決定したにもかかわらず、
免許を失効させる等して取消処分等を受けなかった人等

です。

受講対象者は、運転免許試験（総合交通センターで受検する学科試験（仮免許試験を除く））を受けようとする日前1年以内に「取消処分者講習」を受講し、講習修了証明書の交付を受けていなければなりません。

受講の申込み受付は総合交通センターで行います。

受講場所は、総合交通センターの他、県内の4カ所の指定教習所で受講できます。（違反の内容等によっては指定教習所で受講できない場合もあります。）

詳しくは、「取消処分者講習の案内」をご覧ください。

取消処分者講習の案内

道路交通法の規定により次に該当する人は、本試験受験日前1年以内に「**取消処分者講習**」を受講し、講習終了証明書の交付を受けていないと、**運転免許試験(仮免許試験を除く)を受けることができません。**

- 運転免許の取消処分を受けた人 ● 運転免許の拒否処分を受けた人
- 国際免許・外国免許で、6か月を超える運転禁止処分を受けた人
- **違反行為等により免許取消の基準に達し処分決定したにもかかわらず免許を失効させる等して取消処分等を受けなかった人等**

取消処分者講習は予約制で、次のとおり行います。

講習日時等	<ol style="list-style-type: none"> 1 取消処分者講習(飲酒取消以外の人) 2日間連続の講習です。 2 飲酒取消講習 <ol style="list-style-type: none"> (1) 2日間の講習ですが、第2日目については第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施します。(連続2日間ではありません) (2) 「飲酒取消講習」に該当する人 <ol style="list-style-type: none"> ア 運転免許の取消処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第4条までの罪で<u>アルコールの影響によるもの</u>(以下「飲酒運転」という)の法令違反が含まれている人 イ 無免許で飲酒運転の法令違反がある人 3 講習時間(四輪、二輪の講習とも) ◇1日目 7時間 ◇2日目 6時間 (2日間合計13時間) 4 講習場所 群馬県総合交通センター、及び県内指定自動車教習所4カ所 (違反の内容等によっては指定教習所で受講できない場合があります) 						
内 容	<p>講義、運転適性検査、技能診断(実車等)、カウンセリング等を行います。 (飲酒取消講習の場合は講習内容が若干異なります)</p>						
受講手続き	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">申込方法</td> <td style="padding: 5px;">受講希望者本人が、総合交通センター講習係に来所するか、電話で受講予約をして講習日の指定を受けてください。</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">申込時間</td> <td style="padding: 5px;">月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)の午前9時から午後4時まで</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">申込先</td> <td style="padding: 5px;">群馬県前橋市元総社町80番地4 群馬県総合交通センター内 群馬県警察本部交通部運転管理課講習係 予約電話 027(253)0054</td> </tr> </table>	申込方法	受講希望者本人が、総合交通センター講習係に来所するか、電話で受講予約をして講習日の指定を受けてください。	申込時間	月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)の午前9時から午後4時まで	申込先	群馬県前橋市元総社町80番地4 群馬県総合交通センター内 群馬県警察本部交通部運転管理課講習係 予約電話 027(253)0054
申込方法	受講希望者本人が、総合交通センター講習係に来所するか、電話で受講予約をして講習日の指定を受けてください。						
申込時間	月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)の午前9時から午後4時まで						
申込先	群馬県前橋市元総社町80番地4 群馬県総合交通センター内 群馬県警察本部交通部運転管理課講習係 予約電話 027(253)0054						
講習日に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 写真2枚(ﾀﾞｲ3cm×ｺﾞ2.4cmで、6か月以内に撮影した無帽、無背景のもの) ● 住民票の写し(本籍記載のもので、発行日から6ヶ月以内のもの) ● 講習手数料 30,550円 ● 「仮運転免許証」(取得している人) ● 筆記用具(黒のボールペン) ● 印鑑 						
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講日は申込みの日に決定します。ただし、都合により決定できない場合もあります。 ○ 取消処分後に無免許運転による違反・事故等がある人は、あらかじめ所轄警察署で「受験相談」をして、欠格期間(取消期間)及び受験資格の有無を確認してから申込みをしてください。 ○ 講習では2日間とも実車による指導がありますので、車の運転に適した服装履き物等で受講してください。服装等が不適切な場合は、受講できない場合もあります。また、二輪車・原付車による講習を受講する人は、ヘルメット、手袋、ブーツ、長袖服、長ズボン、雨衣(雨天の場合)を用意してください。 ○ 普通車による講習を希望する人は、「仮免許」を取得してから受講するようにしてください。 ○ 当日、酒気を帯びて来所された方は受講できません。 						

教習所に通い始める等、免許取得の準備に入ったら予約をしてください。